

平成27年度

第6回

# 農業委員会総会議事録

平成27年9月29日 開会

上士幌町農業委員会

## 平成27年度 第6回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成27年9月29日(火) 午後2時00分～午後3時02分

2. 開催場所 上士幌町議会委員会室

3. 出席委員(12名)

1番	福澤	寛幸	7番	石齋	川藤	信哲	幸也
2番	山本	弘一	8番	橋本	木藤	正裕	則己
3番	大井	隆行	9番	高木	藤坂	清	清雄
4番	菅原	研均	10番	佐早	坂	晴	晴
5番	早坂	修	11番				
6番	阿部		12番				

4. 欠席委員(0名)

5. 議事日程

- 日程第1 開会宣言  
日程第2 会長挨拶  
日程第3 議事録署名委員の指名  
日程第4 報告事項  
1 農業委員会活動報告  
2 その他
- 日程第5 協議事項  
1 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更について  
2 その他
- 日程第6 審議事項  
議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第2号 農用地の買入協議に係る要請について  
議案第3号 現況証明願について  
議案第4号 下限面積(別段の面積)の設定について
- 日程第7 その他  
1 秋季主要作物生育状況調査の結果について  
2 地区別農業委員等研修会の開催について  
3 今後の日程について  
4 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長

高橋 智

事務局主査 森 本 宏 典  
事務局主査 櫻 井 淳 史

7. 傍聴人 なし

8. 議事録署名委員

8番 齊 藤 哲 也  
9番 橋 本 正 則

---

◎日程第1 開会宣言

○11番 (佐藤代理)

皆さま、こんにちは。

開会前に本日の出席状況を報告いたします。

本日は、全委員の出席で上士幌町農業委員会会議規則第8条の規定により出席委員が定数に達しておりますので、総会が成立していることを宣言いたします。

それでは、只今より平成27年度第6回農業委員会総会を開催いたします。  
はじめに、会長より挨拶をお願いいたします。

---

◎日程第2 会長挨拶

○議長 (早坂会長)

皆さん、どうもご苦労さまです。

秋も段々終盤に入り、仕事も忙しいと思いますけども、今日は総会の方に気持ちを切り替えていただき、慎重審議、よろしくお願ひいたしたいと思います。

---

◎日程第3 議事録署名委員の指名

○議長 (早坂会長)

それでは、日程第3 議事録署名委員の指名を行います。8番 齊藤哲也委員、9番 橋本正則委員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

---

◎日程第4 報告事項1 農業委員会活動報告

○議長 (早坂会長)

これより議事に入ります。はじめに、日程第4 報告事項1 農業委員会活動報告について、事務局長より報告をお願いします。

○事務局（高橋事務局長）

それでは、8月中の農業委員会の活動状況についてご報告をいたします。

【報告事項1について、議案書をもとに朗読・説明】

以上、8月の活動報告とさせていただきます。

○議長（早坂会長）

只今、事務局長より8月中の活動状況について報告がありました。何かご質問ございますか。

（「なし」の声）

○議長（早坂会長）

ないようですので、報告事項1はこれで終わります。

---

◎日程第4 報告事項2 その他

○議長（早坂会長）

報告事項2 その他について、こちらからはございませんが、皆さんから何かございますか。

（「なし」の声）

○議長（早坂会長）

ないようですので、報告事項はこれで終わります。

---

◎日程第5 協議事項1 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更について

○議長（早坂会長）

次に日程第5 協議事項1 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局（櫻井主査）

協議事項1 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更について。

農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更について上士幌町長より事前協議がありましたので、その内容の可否についてご協議願います。

【協議事項1について、議案書をもとに朗読・説明】

以上、説明とさせていただきます。ご協議の上、お認めくださいますようお願いいたします。

○議長（早坂会長）

只今、事務局より協議事項1の提案理由の説明がありましたが、ここでご意見を伺います。今回は、用途区分変更が4件、農用地区域からの除外が2件出されております。

初めに用途区分変更の案件です。番号1について、ご意見等ござりますか。

（「なし」の声）

○議長（早坂会長）

ないようですので、番号1については、原案どおり用途区分変更を認めることとして決定いたしたいと思いますが、これにご異議ござりますか。

（「異議なし」の声）

○議長（早坂会長）

異議なしと認め、原案どおり決定いたしました。

次に番号2について、ご意見等ござりますか。

（「なし」の声）

○議長（早坂会長）

ないようですので、番号2については、原案どおり用途区分変更を認めることと決定いたしたいと思いますが、これにご異議ござりますか。

（「異議なし」の声）

○議長（早坂会長）

異議なしと認め、原案どおり決定いたしました。

次に番号3について、ご意見ござりますか。

（「なし」の声）

○議長（早坂会長）

ないようですので、番号3については、原案どおり用途区分変更を認めることと決定いたしたいと思いますが、これにご異議ござりますか。

（「異議なし」の声）

○議長（早坂会長）

異議なしと認め、原案どおり決定いたしました。

次に番号4について、ご意見等ござりますか。

(「なし」の声)

○議長（早坂会長）

ないようですので、番号4については、原案どおり用途区分変更を認めるとして決定いたしたいと思いますが、これにご異議ござりますか。

(「異議なし」の声)

○議長（早坂会長）

異議なしと認め、原案どおり決定いたしました。

次に農用地区域からの除外の案件です。番号5についてのご意見ござりますか。

2番 山本委員。

○2番（山本委員）

用途区分が農業用施設用地で、実際的には住宅が建っているのではなくて倉庫か何かなのかな。

○議長（早坂会長）

いえ、住宅です。

○2番（山本委員）

だよな。これ、事務局として宅地ではなくていいのかな。とりあえず、農業用施設用地に変更して宅地に切り替えるのか、その辺どうなんだ。施設用地なら倉庫だとかさ、それなら分かるんだけど、一般的には宅地…。

○事務局（櫻井主査）

議案の19ページを見ていただけますか。農用地利用計画図（変更案）と書いているものがあります。それを見ていただいて、太枠の部分がありますよね、今回、変更するところです。周りの白い部分が畠の部分として、これが567平方メートルございます。ちょっと下の部分が、現在、施設用地の部分が、ここが今回、宅地に変わるものですから、これを変えますよという意味ですので、転用とはちょっと…。よろしいですか。

○議長（早坂会長）

よろしいですか。

○2番（山本委員）

はい。

○議長（早坂会長）

はい、分かりました。番号5について、何かご意見ござりますか。

(「なし」の声)

○議長（早坂会長）

ないようですので、番号5について、原案どおり農用地区域からの除外を認めることとして決定いたしたいと思いますが、これにご異議ござりますか。

(「異議なし」の声)

○議長（早坂会長）

異議なしと認め、原案どおり決定いたしました。

次に番号6について、ご意見ございますか。

(「なし」の声)

○議長（早坂会長）

ないようですので、番号6については、原案どおり農用地区域からの除外を認めることとして決定いたしたいと思いますが、これにご異議ござりますか。

(「異議なし」の声)

○議長（早坂会長）

異議なしと認め、原案どおり決定いたしました。

---

## ◎日程第5 協議事項2 その他

○議長（早坂会長）

次に協議事項2 その他について、こちらからはございませんが、皆さまから何かございますか。

(「なし」の声)

○議長（早坂会長）

ないようですので、協議事項はこれで終わります。次に移ります。

---

## ◎日程第6 審議事項 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（早坂会長）

日程第6 審議事項 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局（櫻井主査）

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地法第5条の規定による許可申請がありましたので、同法施行令第15条第2項の規定により審議を求めます。

【議案第1号について、議案書をもとに朗読・説明】

以上、説明とさせていただきます。ご審議の上、ご決定をいただきますようお願いいたします。

○議長（早坂会長）

只今、事務局より議案第1号について提案理由の説明がありました。今回は、転用の案件が3件出されておりますが、前回の総会におきまして、転用の案件については、農業政策委員会に付託すべきとの意見が出されております。このことにつきましては、三役会議において協議した結果、これまでの審議において、農家住宅や農業用施設、一般的な転用の案件については、農業政策委員会に付託していないことから、今後においては、三役会議及び総会において重要な案件として農業政策委員会に付託することが適当とした案件については、農業政策委員会に付託して審議をいただくこととしてはどうかという結論となりました。ここで、ご意見を伺います。皆さん、どうでしょうか。

2番 山本委員。

○2番（山本委員）

今、会長が言われたように付託されて、この今の3件については、私もほとんど現況、状況を理解しております。若干休憩を取ってもらって、その間で農業政策委員会を開き、委員長からその結果を報告して、再度、総会を開会して、これを決議できるものならしていくと。留保するというのかもう一度調査するものは、また、そのまま付託しておいて、この次の総会までという状況を踏まえたらいかがなものですかねという考え方なんですけど。

○議長（早坂会長）

事務局。

○事務局（高橋事務局長）

それにつきましては、今後におきましても、この転用の案件につきましては、住宅ですとか農業用施設についても全て付託をしていくという方向でいくということでございますか。

○議長（早坂会長）

山本委員。

○2番（山本委員）

例えば、三役、事務局で確実に、よくあるように農家の施設であれば、そこは宅地かどうか、転用がなされているかどうかが一番重要な農業振興地域なので、農振が外れていると、5条転用だととかしていればいいんですけども。ま

あ、これは、問題は街の中ですね。街の中が前回あったようにトラブルが起こる場合があるので、やっぱり事務局は事務局として、それは調査、写真添付をしたり、また、ところと場所によっては、現地調査に農業政策委員会で行くとか、確定的にしておかないと後からトラブルが起きたら農業委員会の責任ということがつきまとうので。今、出た3件の案件については、私も現場はほとんど分かります。現況も。だから、例えば付託されたと、今、会長からされたとしても休憩を取ってもらって、別室でちょっと話せばできあがる話なので、委員長報告をもって、総会で、今回、決議できる案件だと思います。もし、農業政策委員会で、それがもうちょっと現況調査とか必要であれば、そのまま付託して、この次の総会ということで。今回の場合は、軽微な形、私も理解しております。通常は、そういう形が理想かなと思うんですけども。三役でそういう問題が一切問題ないというのであれば、私はそれに従います。以上です。

○議長（早坂会長）  
事務局。

○事務局（高橋事務局長）  
要は、今回のような案件でも1回暫時休憩して、農業政策委員会の方でそのままいいかどうかということを毎回必ず掛けるということでございますか。

○議長（早坂会長）  
山本委員。

○2番（山本委員）

なぜそうやるかと言うと、農業政策委員会と農地委員会があつてね、農地委員会の方、例えば街中の宅地だとか、我々も含めて分からぬところは分からないんですよね。それで、事務局が行って写真でいいのではないかということを言っても周辺トラブルだとか、よく街の中だとか、例えば農家の場合でも宅地化されているところに建てる、今みたいに4条、5条の転用と出てきますよね。そのことが確定的に、例えば〇〇〇さんだと司法書士が、土地調査士がついていればいいんですけども、そういうのがない場合が出てきた場合でもトラブルが起きたら困るということで、やっぱり手堅くやった方が、何でも異議なしということになつたら、三役の責任、事務局の責任が大きい。農業政策委員会、やっぱりそういう主体性を持ってやつた方がね、確実だと。だから、通常は、議会とはかなり違うと思うんですけども、そういう重みというのは、やはり三役、事務局だけで進めていって、そのほかの委員さんが理解していればいいんですよ、確定的に。後からトラブルが起つたときに、その責任は、事務局、会長、三役とこういう形になることを防ぐためには、事前に資料をくれるのだったら委員長に対して、委員に対して、こういう所ですと送つておけば、事前調査、もし重要な所であれば、すればいいし、分かる所であれば写真判定でも十分んですよ、それぞれ。特に〇〇〇さんかな、あそこ私、現場に行ってきましたけども、やっぱり色々周辺に聞くと問題があって、きちんと〇〇〇さんだとかね、それから、農業委員会事務局に対しても、その辺、きちんとしれということをやっておかないと、周辺トラブルだとか行政との、農

林課との調整だとか色々あるので、そういうことを私言っているだけであって。自信が三役であるならば、これは総会で、こういう理由でこうやって決めますかと言えば、三役会議でこうやって決めたと、その理由をここに申し出て、それでいいかということであれば、異議なしであれば何も問題ないと、こういうことなんですよ。だから、なんでもかんでも堅くやれと言っている訳ではないですよ。ケースバイケース。

○議長（早坂会長）

皆さん、どうでしょうか。今回、街の中のもありますので、農業政策委員会に付託しますか。

（「よろしいです」の声）

○議長（早坂会長）

それでは、議案第1号について、農業政策委員会に付託して審議をしていただくことにご異議ござりますか。

（「異議なし」の声）

○議長（早坂会長）

異議なしと認め、農業政策委員会に付託することといたします。福澤農業政策委員長、よろしくお願ひいたします。

ここで、暫時休憩いたします。

（午後2時28分）

---

○議長（早坂会長）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後2時34分）

○議長（早坂会長）

福澤農業政策委員長より審議結果の報告をお願いします。

○1番（福澤委員）

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請についてですけども、只今、農業政策委員会を開催いたしました。その結果について報告いたします。番号1、番号2、番号3の申請があった5条転用について、農業政策委員会として認めることになりましたので報告をいたします。以上です。

○議長（早坂会長）

只今、福澤農業政策委員長から報告がありましたが、番号1について、ご意見を伺います。ご意見ございますか。

（「なし」の声）

○議長（早坂会長）

ないようですので、番号1について、申請どおり転用を認めていくこととしたしたいと思いますが、ご異議ござりますか。

（「異議なし」の声）

○議長（早坂会長）

異議なしと認め、原案どおり決定いたしました。  
次に番号2について、ご意見ございますか。

（「なし」の声）

○議長（早坂会長）

ないようですので、番号2については、申請どおり転用を認めていくこととしたたいと思いますが、ご異議ござりますか。

（「異議なし」の声）

○議長（早坂会長）

異議なしと認め、原案どおり決定いたしました。  
次に番号3について、ご意見ございますか。

（「なし」の声）

○議長（早坂会長）

ないようですので、番号3について、申請どおり転用を認めていくこととしたたいと思いますが、ご異議ござりますか。

（「異議なし」の声）

○議長（早坂会長）

異議なしと認め、原案どおり決定いたしました。

---

◎日程第6 審議事項 議案第2号 農用地の買入協議に係る要請について

○議長（早坂会長）

次に議案第2号 農用地の買入協議に係る要請についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局（櫻井主査）

議案第2号 農用地の買入協議に係る要請について。

農業経営基盤強化促進法第13条第1項に基づき、あっせんの申し出があった

農用地について、農地保有合理化法人による買入れが特に必要と認められるため、同法第13条の2第1項に基づき、上士幌町長に買入れを要請したく審議を求めます。

【議案第2号について、議案書をもとに朗読・説明】

以上、説明とさせていただきます。ご審議の上、ご決定をいただきますようお願いいたします。

○議長（早坂会長）

只今、事務局より議案第2号について提案理由の説明がありました。ここで意見を伺います。今回は、2件の買入協議が出されております。初めに番号1について、ご意見ございますか。

（「なし」の声）

○議長（早坂会長）

ないようですので、番号1については、町長に対し、買入れを要請することといたしますが、これにご異議ござりますか。

（「異議なし」の声）

○議長（早坂会長）

異議なしと認め、原案どおり決定いたしました。

次に番号2について、ご意見ございますか。

（「なし」の声）

○議長（早坂会長）

ないようですので、番号2については、町長に対し、買入れを要請することといたしますが、ご異議ござりますか。

（「異議なし」の声）

○議長（早坂会長）

異議なしと認め、原案どおり決定いたしました。

---

◎日程第6 審議事項 議案第3号 現況証明願について

○議長（早坂会長）

次に議案第3号 現況証明願についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局（櫻井主査）

議案第3号 現況証明願について。

北海道農地法関係事務処理要領の規定に基づき、土地の現況証明交付申請があつたので証明書を交付したく審議を求めます。

【議案第3号について、議案書をもとに朗読・説明】

以上、説明とさせていただきます。ご審議の上、ご決定をいただきますようお願いいたします。

○議長（早坂会長）

只今、事務局より議案第3号について提案理由の説明がありました。ここでご意見を伺います。ご意見ございますか。

（「なし」の声）

○議長（早坂会長）

ないようですので、議案第3号については、農業政策委員会に付託して審議していただくこととしますが、ご異議ございますか。

（「異議なし」の声）

○議長（早坂会長）

異議なしと認め、農業政策委員会に付託することとします。福澤農業政策委員長、よろしくお願ひいたします。

ここで、暫時休憩いたします。

（午後2時41分）

---

○議長（早坂会長）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後2時43分）

○議長（早坂会長）

それでは、福澤農業政策委員長より審議の結果報告をお願いいたします。

○1番（福澤委員）

それでは、報告をいたします、議案第3号 現況証明願について、番号1につきまして、土地の現況証明交付申請がありましたので、審議の結果、認めるようになりましたので報告いたします。以上です。

○議長（早坂会長）

只今、福澤農業政策委員長から報告がありましたが、議案第3号について、ご意見ございますか。

(「なし」の声)

○議長（早坂会長）

ないようですので、議案第3号については、申請どおり認めていくことしたいと思いますが、ご異議ござりますか。

(「異議なし」の声)

○議長（早坂会長）

異議なしと認め、申請どおり認めることといたします。

---

◎日程第6 審議事項 議案第4号 下限面積（別段の面積）の設定について

○議長（早坂会長）

次に議案第4号 下限面積（別段の面積）の設定についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局（櫻井主査）

議案第4号 下限面積（別段の面積）の設定について。

平成27年度の下限面積（別段の面積）の設定について、農地法施行規則第17条の規定に基づき、下記のとおり提案し、審議を求めます。

【議案第4号について、議案書をもとに朗読・説明】

大変分かりにくいくらいんですけど、基準どおりに本町も設定したいという旨の内容となっておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（早坂会長）

只今、事務局より議案第4号について提案理由の説明がありました。ここでご意見を伺います。ご意見ございますか。

2番 山本委員。

○2番（山本委員）

これ、事務局に伺いたいんだけど。例えばね、先程言ったような上士幌ではほとんどないと思うんだけど、新規就農だとか、2ヘクタール以下で購入しようだとか、牛を飼いたいだとか色々なものが万が一出た場合は、例えば、農業委員会が別協議するものだとか、そういう条項は、北海道の条例の中にあるのか。ないのか。これだったら、2ヘクタール以上でないと土地の売買できませんよということになっちゃうんだけど。その辺は、どういう考え方なのか。

○議長（早坂会長）

事務局。

○事務局（櫻井主査）

2ヘクタールが下限ですので、それ以上じゃないとだめなんですよね。それで、それも決められているんですけど、例えば、糠平地区で新規就農をやりたいよというときに農地が少ないじゃないですか。あまりにも狭い場所で、マンゴー農家をやりたくて、ちっちゃい部分しかないんで、ここで畑をやりたいんだと来たときに上士幌町農業委員会は糠平地区においては、2ヘクタール以下でも農業をやっていいですよと、10アール以上あればやってもいいですよという縛りを付けられますよというのが、この下限面積の設定なんですよ。だから、区域ごとに決めるので、本町については基本的に農振地域の全部なんんですけど、清水谷からこちら側の部分は2ヘクタール以下については、新規就農と言いますか、それ以下で農業経営してはだめですよというのが原則決められているという状況だと思います。

○議長（早坂会長）

山本委員。

○2番（山本委員）

あのね、何でそうやって言ったかというと、過去にあったんですよ。〇〇〇で〇〇〇の〇〇〇さんが買った土地が1町なんですよ。そして、下限面積が2ヘクタールということで、足りないということになって、これでは、農業人として認められないということになってしまって、資金だとかを借りたりするのも不可能だということで、たまたま、苦肉の策としては、ほかの人の空いている土地の1町を借りて2ヘクタールを満たしたということがあってね。今の糠平やなんかはいいんですけど、一般的に町内のそういうところで、ないと思うけどね。たまたま、うちの地域にも羊飼いさんはいたし、あれは大きく買ったからいいんだけど、急に出てくる場合も。だから、例えば農業委員会で調査して認めたものとかというものは、これ北海道の基準だからね、上士幌町農業委員会で独自にできるとは言っても。会長若しくは農業委員会で認めたものというか、あればそのときに協議するという、それはそのときでいいか。その考えでいくか。

○議長（早坂会長）

年に1回決めるので、その対応は、そのときに考えていきたいと思います。よろしいですか。

○2番（山本委員）

はい。

○議長（早坂会長）

ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声）

○議長（早坂会長）

ないようですので、議案第4号については、原案どおり認めることとして決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（早坂会長）

異議なしと認め、原案どおり決定いたしました。審議事項は、これで終わります。

---

◎日程第7 その他1 秋季主要作物生育状況調査の結果について

○議長（早坂会長）

次に日程第7 その他に移ります。その他1 秋季主要作物生育状況調査の結果について事務局より説明をお願いします。

○事務局（森本主査）

その他1 秋季主要作物生育状況調査の結果について。

平成27年9月24日に実施された平成27年度秋季主要作物生育状況調査の結果に関する通知があったので、別紙のとおり報告します。

【その他1について、議案書をもとに朗読・説明】

以上です。

○議長（早坂会長）

只今、秋季主要作物生育状況調査の結果について報告がありました。何かご質問、意見ございませんか。

（「なし」の声）

○議長（早坂会長）

ないようでしたら、次に移ります。

---

◎日程第7 その他2 地区別農業委員等研修会の開催について

○議長（早坂会長）

次にその他2 地区別農業委員等研修会の開催について事務局より説明をお願いします。

○事務局（森本主査）

その他2 地区別農業委員等研修会の開催について。

下記のとおり研修会等が開催されますので、ご案内いたします。

【その他2について、議案書をもとに朗読・説明】

よろしくお願ひします。

○議長（早坂会長）

これにつきまして、質問、意見ございませんか。

（「なし」の声）

---

◎日程第7 その他3 今後の日程について

○議長（早坂会長）

なければ、次にその他3 今後の日程について事務局より説明をお願いします。

○事務局（森本主査）

10月の日程表を載せております。来月の総会は、最終週の26日（月）を予定したいと考えております。

それで、独自に開いていないんですけども、会長杯争奪のパークゴルフ大会の表彰式、懇親会を10月か11月くらいにやりましょうかというお話を以前していたところですが、先程の三役会議でも10月にやってはどうかということでおざいましたので、皆さんのご都合がよろしければ総会の日の夜にセッティングしたいと考えております。決まれば、幹事さんと相談しながら進めていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。以上です。

○議長（早坂会長）

どうでしょうか、皆さん。よろしいですか。

（「よろしいです」の声）

---

◎日程第7 その他4 その他

○議長（早坂会長）

次にその他、事務局の方から。

○事務局（森本主査）

農業会議から送付されております「2016年 農業委員手帳」の刊行案内ということでペーパー1枚を配付しております。これは、来年の農業委員手帳の購入案内となるんですけども、もし購入を希望される委員さんがおりましたら、

自己負担となってしまうんですが、事務局で取りまとめたいと思いますので、10月14日くらいまでに事務局にご連絡いただきたいと思います。もし必要であればということでございますので、よろしくお願ひします。以上です。

○議長（早坂会長）

そのほか、事務局からはありませんか。

○事務局（櫻井主査）

お手元に農家さんの地図があると思います。農業委員会活動にお役立てしていただきたいと思います。それで、基本的に個人名がたくさん書いてありますので、無断転用等なされないように、ご自身でご活用ください。今後、バージョンアップしていきますので、ご指摘の点があれば、隨時直していきますので、よろしくお願ひします。

○議長（早坂会長）

その他、何かございませんか。

（「なし」の声）

○議長（早坂会長）

ないようでしたら、これで終わりたいと思います。

---

◎ 閉会宣言

○議長（早坂会長）

これをもって、平成27年度第6回農業委員会総会を閉会いたします。どうもご苦労さまでした。

（閉会時刻 午後3時02分）